

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 指 発 第 6 0 号
佐 本 地 発 第 5 0 号
佐 本 捜 一 発 第 3 8 号
令 和 7 年 3 月 1 9 日

関 係 所 属 長 殿

有 効	令和12年3月31日まで
交通事故事件捜査係	

交 通 部 長
生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長

**運転免許証及び免許情報記録個人番号カードに表示された臓器提供の
意思表示に関する現場措置上の留意事項について（通達）**

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証の取扱いについては、「臓器提供の
意思表示欄が設けられた運転免許証を取り扱った場合の現場措置上の留意事項につ
いて」（令和3年3月16日付け佐本交指発第49号ほか。以下「旧通達」という。）を
もって通達していたところであるが、行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人
番号カードと運転免許証の一体化に関する改正規程が令和7年3月24日から施行さ
れることに伴い、臓器提供の意思が表示された運転免許証及び運転免許証と一体化
した免許情報記録個人番号カード（以下「意思表示付免許証」という。）を取り扱っ
た場合の現場措置上の留意事項について、下記のとおり定め、令和7年3月24日か
ら実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

また、今回の一体化に関する改正規程の施行に伴い、道路交通法（昭和35年法律
第105号）第109条に定める免許証の保管措置に関する規程が廃止されることに留意
されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 臓器の移植に関する法律上の取扱い

意思表示付免許証は、厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
により作成される臓器提供意思表示カードと同様、臓器提供の意思を表示した書
面としての取扱いを受ける。

2 意思表示付免許証を取り扱った場合の現場措置上の留意事項

- (1) 臓器提供の意思表示は、免許を受けた者のプライバシーに属するものである
ことから、交通取締りや職務質問等の機会に意思表示付免許証を取り扱った場
合は、意思表示の内容等に関し不必要な言動をとることのないよう配慮するこ
と。
- (2) 交通事故、傷害事件等の事故事件の捜査に際し、関係者が意識不明の重体と

なっている場合において意思表示付免許証を取り扱ったときには、身元確認等の所要の措置を講じた後、速やかに当該関係者の家族に手交すること。

この場合において、地域警察官と当該事故事件の捜査を担当する警察官は、意思表示付免許証の引継ぎ等に関し連携を密にして、その取扱いに齟齬を来すことのないよう配慮すること。

- (3) 医師から(2)の関係者について、意思表示付免許証を所持しているか否か及び意思表示の内容について問い合わせを受けた場合には、警察の捜査等の過程で知り得た範囲でこれに回答すること。
- (4) 意思表示付免許証を証拠物件として押収する場合は、臓器提供の意思表示欄を確認し、意思が表示されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、免許を受けた者に対して、次の事項について教示するとともに、証拠物件として保管中に、医師から意思表示の内容について問い合わせを受けた場合は、上記(3)に準じてこれを回答すること。

ア 意思表示付免許証を警察において保管している間は、これを臓器提供の意思を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること。

イ 臓器提供の意思を引き続き示すためには、インターネットによる意思登録の方法があること。

3 その他

運転免許証のほか医療保険の被保険者証等についても、臓器提供の意思表示欄が設けられていることから、上記2に留意し、適切な取扱いをすること。